

草加市動物の愛護及び管理に関する条例パブリックコメントの実施結果について

「草加市動物の愛護及び管理に関する条例」素案に対し、募集期間（令和6年4月24日～令和6年5月23日）中に寄せられたご意見について、次のとおりご意見への回答を公表します。
貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

項目	寄せられたご意見	ご意見への回答
2条	（目的）の第2条(1)の動物＝人が飼養する動物と表記し、第3条(1)にみだりに排除してはならないとありますが、野良猫、他害獣ではないタヌキなど＝排除していいということでしょうか？	当条例素案は、主にペットなど人の飼育下にある動物の管理や取扱いについて規定したものであり、在来種等の野生生物の排除を認める趣旨の条例ではありません。なお、草加市では「草加の自然の恵みを次世代へ引き継ぐこと」を基本理念に掲げた生物多様性そうか戦略を策定し、市民・事業者・市の協働により生きものを「守り、育てる」といった取組を進めております。
	第2条(1)動物の定義について、両生類及び魚類が入っていない。入れるべき。第9条(4)「放置しないよう努めること」について、放置だけでなく、放棄、放出及び放流も含めるべき。	当条例素案は、動物の愛護及び管理に関する法律及び埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に定める動物を対象としていることから、ペットとして飼養している両生類又は魚類は対象としておりません。
	第2条(3)動物の愛護及び管理に関する法律の参照条文が相違している。	改めて確認いたしました。条例素案のとおりとさせていただきます。
4条	飼い主に対し、排泄のしつけや可能な限り屋内飼養に努めるなど、第4条で遵守事項を広報などでお知らせしていただけるとありがたいです。	現在、市では猫の飼養に関し、市ホームページを通じて猫は屋内で飼養するようご案内をしているところです。なお、今後におきましても、いただいたご意見を市長部局と共有し、取組の参考とさせていただきます。 【猫は屋内で飼いましょう】 https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1704/020/010/010/PAGE0000000000000036841.html
8条	販売業者の責務規定を追加していただきたい。具体的には、国の動物の愛護及び管理に関する法律に関する条文の内、第一種動物取扱業者に関する生体販売に関する条文を引用し（10条、21条等以下）、その遵守を規定する条文を加えていただきたい。	動物の愛護及び管理に関する法律において、幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限として出生後56日を経過しないものについて販売・展示を禁止しておりますが、生体販売自体は禁止していないことから、本条例素案についても同様に考えております。当条例の制定により、動物取扱業者をはじめ市、市民及び飼い主等の責務を明らかにし、動物の愛護に関し必要な事項を定めることにより、動物愛護精神の高揚を図ることを目指しています。
	第8条　ブリーダー、猫、犬をお金の為に犠牲にしないようにその条例を！	
	条例の前にペットショップでの生体販売を無くして頂きたい。	
	ペットショップで保護犬猫、保護ウサギ等の生体販売を促進させて欲しいです。 販売する時は、二度と悲しい目に遭わせない為にも、ボランティアなど正しい判断が出来る方に手伝って頂く事も有効な事だと思います。	
9条	第9条の(4)継続して飼養できなくなった場合の相談場所の周知。	いただいたご意見は、市長部局とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
10条	第10条(2)「他人へのかみつき行為を」について、とびかきや過剰咆哮を防止するようなしつけが必要であると考えため、「他人へのかみつき、とびかきその他の危害行為を」に修正すべき。	ご意見をうけ、反映いたしました。
11条	第11条(3)屋内で飼養できない飼い主は、猫にとって適した飼養環境を提供できず、そもそも飼養適格者ではないと考える為、飼養を禁止すべきではないか。 第11条(3)上述を考慮した上で、この条文をどうしても維持する場合は、「やむを得ず屋外で飼養する場合は、不妊手術、去勢手術その他繁殖を制限するための措置及び飼い主の飼養環境から逸走させないための措置を講ずるよう努めること。」とすべき。	改めて協議を行いました結果、屋内で飼養できない場合を設けることで屋外飼育の根拠とも捉えられかねない懸念や抽象的な表現である点等を踏まえまして、ご提案頂きました逸走させないための措置に限定した規定として「飼い主の飼養環境から逸走するおそれがある場合は、不妊手術、去勢手術その他繁殖を制限するための措置を講ずるよう努めること。」に改めました。
13条	第13条(3)「災害時における動物の適切な飼養のための準備」について、具体例としてケージやサークル、リード等の準備についても明記すべき。	現在、市では災害時におけるペット同行避難について、市ホームページや全戸配布している草加市ハザードマップを通じて同行避難を行う際の注意点や避難時の持ち物、平時の備えなどについてお知らせしているところです。今後におきましてもいただいたご意見を市長部局と共有し、取組の参考とさせていただきます。 【災害時におけるペット同行避難について】 https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1004/010/020/020/PAGE0000000000000070567.html 【草加市ハザードマップ（そうか災害地図）】 https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1004/010/020/010/01.html
	第13条の災害時対応でも、飼い主の心構えと共に飼っていない人も含め避難先などでのルール・理解が必要だなと感じました。	
	ペットがいる家庭がどの様に避難するのか、早期に取り決めを行い、市民に広く提示して欲しい。	
不妊助成	草加市の猫（野良）不妊手術の助成金は引き続きお願いします。	野良猫の不妊・去勢手術費の補助は、重要な取組であると認識しております。いただいたご意見は、市長部局とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、草加市では令和6年度より、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ不妊手術事業」に参加し、受け取った無料不妊手術チケットを市民ボランティア・団体に配布し、利用していただく事業を始めたところです。
	助成金については引きつづき助成金をつづけてほしい！助成金を早く受け取れるようにして下さい。	
	野良猫の手術助成金が余っているのなら、ボランティアの方へ渡してください。	いただいたご意見は、市長部局とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
	行政センターで募金箱を置いてそれを医療費や飼育費用に充ててもらいたいです。	
	病院を草加以外のところも認めてほしい！川口は医者は他の病院も認めているとのことです。 家庭の猫でふえたらすてる方（子ねこ、親ねこ）もいます。手術を呼びかけて下さい。	
保護譲渡	市役所の一部のフロアを保護動物の収容室にして、いつでも関心ある方が訪れる事が出来るようにすれば、譲渡も進むと思います。	いただいたご意見は、市長部局とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
	保護動物課を設け、世話や病院への搬送、人馴れ訓練などもやって頂きたいです。 スイスやドイツにある動物保護施設「ティアハイム」を日本で一番に立ち上げてみるのはいかがでしょうか。	
周知	お散歩マップの様なものを作って市民に知らせる努力が必要。安心して散歩出来る歩道は、高齢者の為にも必要。	いただいたご意見は、市長部局とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
教育等	公民館、小中学校、高校で命の授業を開催するのはどうですか？半年に1回程度、ボランティアの方も含め、役所の方も市民、学生に説明してほしいです。	いただいたご意見は、市長部局及び市教育委員会とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
	小学校や中学校で道徳の授業や講演会の形でも良いので条例に基づいた動物愛護の授業を取り入れる（年に1度程度）	
不適切飼育	不適切に飼養している飼い主には強制に動物を取り上げていいと思います。	いただいたご意見は、市長部局とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
	虐待を取り締まる条例を切にお願いします。	
餌やり	餌やりを止めさせるのは動物愛護法に違反していることを市から告知していただきたいです。	いただいたご意見は、市長部局とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
	猫にエサをあげないで下さい…という看板が新しくなったと聞きました。が、未だに見たことがありません。折角新しくしたのだから、広く市民の皆さんの目にとまるようにしていただきたいと思います。	
	えさやりのトラブルの時、役所（中立）が相談に乗ってほしいと思います。	
その他	市が中心となり、動物愛護における草加市の状況を一番理解されている現場の市民および市民団体の方々の意見をしっかりと聴取していただいた上で、例えば飼い主のいない猫への給餌をしている方々を届け出制にする等、まだまだやれる事はあるはずです。	いただいたご意見は、市長部局とも共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
	弱い動物（犬、猫）にやさしい社会への条例よろしくをお願いします。	
	殺処分をなくしてほしい！	
	犬も猫も共に共存出来る世の中（草加）になるよう行政の力を発揮してください	